

令和 8 年度山鹿市国民健康保険特定健診受診勧奨業務委託
に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度山鹿市国民健康保険特定健診受診勧奨業務委託

(2) 目的

特定健診未受診者に対し、各種データを活用し、効率的・効果的な通知文書による受診勧奨施策を立案し、実施することで特定健康診査の受診率向上を図る。

(3) 内容

別紙 1 「業務仕様書」のとおり

(4) 期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 見積限度額

4, 510, 000 円 (税込)

なお、見積書の金額が、見積限度額を超過した場合には失格とします。

2 実施形式

公募型

3 参加資格

次に掲げる事項の全てを満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 本市に、物品購入契約等に係る入札等の参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されているか、企画提案書等受付締切日までに資格者名簿への登録を終えること。
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで、山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 17 年山鹿市告示第 112 号）に基づく指名停止を受けている期間に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者

機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていること。

- (8) 賠償責任保険（サイバーリスクや個人情報漏洩等）に加入もしくは加入予定であり、賠償に備えた体制が整備されていること。
- (9) 個人情報に関して事故が発生した場合を想定し、事後の被害が拡大しないよう、すみやかに対応できる体制を確立しておくこと。
- (10) 他自治体において当該事業を受託し、健診等の受診率を向上させた実績があること。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答を行わない。

(2) 期限

令和8年6月1日（月）正午まで（必着）

(3) 提出先

国保年金課代表

E-mail kokuho@city.yamaga.kumamoto.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載

(5) 回答期限

令和8年6月5日（金）

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

① 参加申込書兼誓約書（様式2） 原本1部

② 下記ア～コ 原本1部、副本9部

ア 会社概要（様式3）

イ 業務実績調書（様式4）

ウ 技術責任者及び担当者の経歴及び実績等調書（様式5）

エ 工程表（様式6）

オ 国税、地方税に未納がないことの証明書

（※申込日を基準に3か月以内に発行されたもの）

カ 賠償責任保険加入（予定）状況などの補償内容が確認できる書類の写し

キ 企画提案書（任意様式）

ク 見積書及び見積内訳書（任意様式）

ケ プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていることが確認できるもの（写し可）

コ その他、提案に必要と考えられるもの（任意様式）

なお、これらの提出書類には見出しをつけること。

(2) 提出期限

令和8年6月12日(金)正午まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達記録されたことが証明できる方法としてください。

(4) 提出先

山鹿市国保年金課(住所:山鹿市山鹿987番地3)

(5) 企画提案項目等

企画提案書等の作成については本実施要領及び仕様書に基づいて作成すること。企画提案項目は以下のとおり。

① 業務受託実績

市町村が実施する特定健康診査や健診の受診勧奨実績について記載すること。

② 受診率向上実績

上記①の業務による実施前後の変化を数値などにより比較し記載すること。

③ 職員の配置体制

職員(専門職の有無や人数)について記載すること。

④ 業務体制

従事者の研修やスキルアップ、危機管理、個人情報保護や賠償等の体制や提案内容を確実に実行できる体制

⑤ 実施方法、手法を示すこと。

事業実施計画、具体的な勧奨方法を示すこと(対象者の抽出方法、勧奨方法、通知のデザイン等)。

⑥ 効果検証

勧奨による結果の検証方法、内容を示すこと。

⑦ 提案の独自性

受診率向上に資する付帯的な協力の提供等独自提案を示すこと。

6 審査方法及び結果の通知

(1) 1次審査(書類審査)

提案者が4者以上の場合は、提出書類による1次審査を行い、上位3者を参加者として選定する。提案者が3者以下の場合は、1次審査を省略し、2次審査において提出書類審査、プレゼンテーションによる審査を行う。

① 審査方法

山鹿市国民健康保険特定健診受診勧奨事業業務委託選定委員会において、別に定める評価基準に基づき、評価項目「プレゼンテーション」の部分を除き審査する。

② 結果通知

審査結果は、全ての事業者の結果の如何に関わらず通知する。

③ その他

結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し出は受け付けない。

(2) 2次審査（提案プレゼンテーション）

事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーションを実施し、その内容により評価する。なお、2次審査において、1次審査における提案内容と著しく異なる事実が判明した場合には、失格又は減点することがある。

① 日時 令和8年7月10日（金） 午後1時30分から（予定）

② 場所 山鹿市役所

③ 人数 3人以内

④ プレゼンテーション時間

提案者からの説明時間20分以内

山鹿市からの質問時間10分以内

⑤ 提案内容の説明

提出した企画提案書に基づき説明する。

⑥ 機器類の準備

プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、本市が準備する。その他、必要な機器は、提案者が準備すること。

⑦ 審査方法

山鹿市国民健康保険特定健診受診勧奨事業業務委託選定委員会において、別に定めるプロポーザル評価基準に基づいて再評価し、総評価点が最も高い提案者を候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合には、見積額を除いた項目の合計評価点が最も高い者の提案を採用することとし、その合計評価点も同点である場合には、くじ引きにより候補者として選定することとする。また、提案者が1者のみの場合にあってもプロポーザルは実施するが、最低基準（総得点の6割）に満たないときは選定しないものとする。

7 評価項目

(1) 評価項目は以下のとおりとする。

- ① 特定健康診査等の受診勧奨業務受託実績
- ② 健診受診率向上実績
- ③ 職員の配置
- ④ 業務体制
- ⑤ 実施方法、手法
- ⑥ 効果検証
- ⑦ 提案の独自性
- ⑧ 見積額
- ⑨ プレゼンテーションの内容

8 日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 公示（市ホームページ掲載） | 令和8年5月19日（火） |
| (2) 質疑受付 | 令和8年6月 1日（月）正午まで |
| (3) 質疑への回答 | 令和8年6月 5日（金）まで |
| (4) 企画提案書等受付 | 令和8年6月12日（金）正午まで |
| (5) 1次審査（書類審査） | 令和8年6月下旬 |
| (6) 1次審査結果通知 | 令和8年6月下旬 |
| (7) 2次審査（提案プレゼンテーション） | 令和8年7月10日（金） |
| (8) 2次審査結果通知 | 令和8年7月15日（水） |
| (9) 契約締結 | 令和8年7月下旬（予定） |

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書の金額が、1（5）見積限度額を超過したもの

10 契約

受託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、受託者は、契約保証金の納付もしくは履行保証保険への加入を行うこととする。

- (1) 契約保証金の納付をする場合

契約金額の100分の10に相当する額以上を納付する。

- (2) 履行保証保険の契約をする場合

契約金額の100分の10に相当する額以上を保証金額として保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する。

なお、免除規定に該当する場合は、これに準じない。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限を超過した日以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は、選定者の選定作業以外には使用しない。また、提出書類は返却しない。

- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の開示とする。

1.2 担当部署

所在地 〒861-0592
熊本県山鹿市山鹿987番地3

担当部署 山鹿市役所福祉部国保年金課

電話 0968-43-1527

E-mail kokuho@city.yamaga.kumamoto.jp

担当 小川